

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」の試行に関するQ&A
(土木工事)

週休2日制の考え方

Q1：現場着手とはいつのことを指すのですか。

A1：現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。

Q2：休日とはいつを指すのですか。

A2：土曜日、日曜日、祝日など「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条第1号及び第2号に規定する休日（いわゆる名古屋市役所の閉庁日）をいいます。

Q3：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A3：夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q4：要綱第2条（6）の「現場安全点検（巡視）等」とはどのような作業ですか。

A4：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q5：土曜日に施工する予定であったが降雨等により休工とした場合は、現場閉所の実施と考えてよいですか。

A5：この制度は計画的な休日の取得を主旨としていますので、作業予定日の2日前以前に現場閉所への変更をした場合は、実施と考えます。しかし、作業日当日や前日に休工の判断をした場合は、現場閉所とは考えません。この場合、休日取得実績書（様式第1号）には他の休工との違いが分かるように、備考欄等へその旨（雨天のため休工など）を記載してください。

Q 6 : 工期延期となった場合の週休 2 日の考え方は、どのようになりますか。

A 6 : 延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるように配慮してください。

Q 7 : 現場条件等により土曜日・日曜日・祝日等に休日が取れない場合は、どのようにしたらよいですか。

A 7 : やむを得ない場合には、監督員との協議の上、前後 10 日間に振替休日を設定してください。休日取得計画・実績書（様式第 1 号）の備考欄へその旨を記載してください。

Q 8 : 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなりました。これを理由に工期延期は認められますか。

A 8 : 当初の工期は土曜日、日曜日及び祝日のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q 9 : 施工計画書に記載する工程表は、どのようなものですか。

A 9 : 週休 2 日制工事の施工計画書ですので、週休 2 日の取得計画が分かる実施工程表を記載してください。

Q10 : 休日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はありますか。

A10 : 短時間の作業であれば Q 4 を適用し、それ以外の場合には、非対象期間（天災に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）としますので振替休日の取得は不要です。ただし、休日取得計画・実績書（様式第 1 号）の備考欄等へ、その旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。

Q11 : 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に施工したことになるのですか。

A11 : 土曜日の施工とはなりません。

Q12：監督員による現場閉所の確認は、どのようにしますか。

A12：休日取得計画・実績書（様式第1号）、休日取得実績確認表（様式第2号）により確認します。（休日・夜間作業届でも確認をします。）

Q13：定期安全研修・訓練等を会社で実施した場合は、現場閉所の取得日となりますか？

A13：定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加により実施するものと土木工事共通仕様書に定めております。従いまして、休日取得を主旨とする本制度においては、会社で実施した場合においても現場閉所日数には含みません。（様式第1号）休日取得計画・実施書には他の休工との違いが分かるように備考欄にその旨（定期安全訓練）を記載してください。

受注者希望型について

Q14：施工計画書を提出する前に、受注者希望型での施工を希望したい。どのようにすればよいですか。

A14：週休2日の取得計画が分かる実施工程表にて監督員と協議し、認められれば、同じ実施工程表を施工計画書へ記載してください。

Q15：契約工期は3か月以上ありますが、実質的な工事期間が極めて短い場合でも認められますか。

A15：現場作業が極端に短い場合には認められません。
（対象期間が4週間以上とします）

Q16：あらかじめ月に1日程度の休日施工が見込まれる場合は、受注者希望型を希望できますか？

A16：計画段階で休日施工が見込まれる場合は、要綱第3条第1項（4）に基づき受注者希望型の対象とはなりません。

Q17：受注者希望型において、試行しようとしている工事に対して、令和元年12月1日に施行された要綱を適用させるのか、令和4年12月8日に施行された要綱を適用させるのか判断がつきません。どのように確認すればよいですか？

A17：令和4年12月8日以降に公告された工事はすべて令和4年12月8日施行の要綱が適用されます。判断に迷った場合は、担当監督員へ確認してください。

達成状況について

Q18：87.5%以上の現場閉所の実施とはどのような考え方ですか？

A18：対象期間（工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間）の休日数を分母に、現場閉所を実施した日数を分子にした割合（率の小数第2位四捨五入）が、87.5%以上となっているかどうかで達成の判断をします。

Q19：対象期間の休日数に対する現場閉所実施率は、月ごとで確認するのですか。

A19：対象期間の休日数に対する現場閉所実施率は対象期間で算出します。

工事成績評価について

Q20：週休2日を考慮した計画工程表を提出しましたが、取得状況が75%未満となってしまった場合は未達成として減点されますか。

A20：週休2日制工事の取組状況に応じて、考査項目5. 創意工夫と2. 施工状況で評価します。詳細は考査項目別運用表を確認してください。

・減点はありませんが、工程管理の不備等（書類の未提出等も含みます）が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

経費の算出について

Q21：経費の算出は、どのようになりますか。

A21：休日の現場閉所の状況に応じて、経費の算出を行います。（補正係数については、試行要綱参照）

発注者指定型：当初設計から休日の現場閉所100%の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、休日の現場閉所100%に満たない場合は、現場閉所状況に応じて補正します

受注者希望型：休日の現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に休日の現場閉所状況の適用区分に応じて各経費を補正します

その他

Q22：複数の工事種別からなる工事は週休2日制工事の対象となりますか。

A22：主たる工事種別の要綱を満足し対象工事であれば、主たる工事種別の週休2日制工事の対象となります。一体工事として、週休2日に取り組んでください。なお、従たる工事は主たる工事の監督員と工程管理等打合せを行ってください。

Q23：施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできますか。

A23：実施困難な理由を整理したうえで監督員と協議してください。なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合は、発注者指定型では経費の減額補正を行い、受注者希望型では経費の補正を行いません。

Q24：工事PR用紙に週休2日制試行工事である旨を記載する必要はありますか。

A24：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、PR用紙に週休2日の趣旨を簡潔に明記するなどの工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設産業における労働環境の改善に向けて、建設現場の週休2日の普及に取り組むものです。

土曜日・日曜日・祝日等を休工日とする予定ですが、これによりがたい時は、平日を休工日に振り替えますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

Q25：休日の現場閉所の取り組みを証明してもらえませんか。

A25：令和4年12月8日から施行となった要綱が適用の工事より、休日の現場閉所の取り組み結果について、工事完成確認通知書に、「本工事は休日の現場閉所100%を達成した工事です」「本工事は休日の現場閉所87.5%以上100%未満を達成した工事です」「本工事は休日の現場閉所75%以上87.5%未満を達成した工事です」と表記して通知します。